【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

<table>
<tr><td>1</td><td colspan="2">政策評価の対象とした政策の名称</td><td>産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">対象税目</td><td>① 政策評価の対象税目</td><td>登録免許税：外（国税 18）</td></tr>
<tr><td>② 上記以外の税目</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">要望区分等の別</td><td>【延長】　【単独】</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">内容</td><td>《現行制度の概要》
（1）対象者
　創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村において、特定創業支援等事業の支援を受けた事業を営んでいない個人及び創業後 5 年未満の者

（2）軽減措置
①事業を営んでいない個人が、株式会社、合同会社の設立に要する登録免許税の軽減措置
②創業後 5 年未満の創業者が株式会社、合同会社の設立に要する登録免許税の軽減措置
<table>
<tr><th>租税特別措置法第80条第3項</th><th>措置の内容</th><th>通常の税率・額</th><th>強化法の特例</th></tr>
<tr><td>1号</td><td>株式会社の設立</td><td>0.7%</td><td>0.35%
（当該金額が 7.5 万円に満たない場合は 1件につき 7.5 万円）</td></tr>
<tr><td>2号</td><td>合同会社の設立</td><td>0.7%</td><td>0.35%
（当該金額が 3 万円に満たない場合は 1件につき 3 万円）</td></tr>
</table>
《要望の内容》
　適用期限を 3 年間の延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。
《関係条項》
　租税特別措置法第 80 条第3項
　租税特別措置法施行規則第 30 条の2第6項</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">担当部局</td><td>中小企業庁　経営支援部　創業・新事業促進室</td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">評価実施時期及び分析対象期間</td><td>評価実施時期：令和 8 年 8 月
分析対象期間：令和 3 年度～令和 8 年度</td></tr>
</table>

7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年 1 月 20 日　創設 平成 28 年 4 月 1 日　拡充（地域の創業の好循環効果を生み出すという観点から、対象者に創業後5年未満の者を追加、合同会社、合資会社、合名会社の設立を追加） 平成 30 年 4 月 1 日　2 年間延長 令和 2 年 4 月 1 日　2 年間延長 令和 4 年 4 月 1 日　2 年間延長 令和 6 年 4 月 1 日　3 年間延長・縮減（これまでの活用実績に伴い、合資会社、合名会社の設立を対象から削除）
8	適用又は延長期間		令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・人口減少や労働供給制約が進む中、地域経済の持続的な成長を実現するためには、新たな事業や雇用を生み出す創業を促進することが重要であるが、特に地方においては大都市圏と比較して開業率が低く、地域経済の活性化につながっていない。さらに、地域経済の活性化に向けては、単に創業を促すだけでなく、創業後の事業拡大や雇用創出につながる成長性・継続性の高い創業を促進することが重要である。 ・産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画は、地域における創業を促進するため、潜在的創業希望者を掘り起こして創業を促すだけでなく、地域内に創業者のロールモデルを創出することで次の新たな創業者を生み出していく好循環の構築も目的とするものであり、そのためには、単なる創業だけでなく、創業した事業の成長を促していくことが重要である。 ・この点、法人形態は、個人事業主と比較して、信用力や資金調達、人材確保等の面で事業拡大に活用し得る特徴を有していることから、成長意欲を有する創業者が事業拡大を図る上で、法人化は有効な手段である。また、事業に必要な許認可等の前提として法人格を求められることもある。 ・このため、創業支援等事業計画に基づく創業支援を受けた者に対し、法人設立時の登録免許税を軽減することにより、創業初期の資金負担を軽減し、成長意欲を有する創業者の法人化を後押しし、法人化による創業後の経営の安定やより一層の成長を通じて、地域における雇用の創出、地域課題の解決、地域における次の創業を促進する好循環の構築及び地域経済の活性化につなげるものである。 ・また、本措置は、小規模事業者持続化補助金〈創業型〉や日本政策金融公庫による創業関連融資等とあわせて、創業前後の各段階における資金面の課題に対応し、創業後の事業継続や成長を総合的に支援するもの。これらの取組を通じて、我が国における創業者の事業拡大や経営の安定を早期に促し、地域経済の活性化を推進する。
			《政策目的の根拠》 〇日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） 7．賃上げ環境整備 （成長志向の企業や生産性向上への支援強化）

			○日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築 　創業後の事業成長に向けて、創業時からのAI活用等の経営力向上、政策金融等による成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築に取り組む。 ○「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」 （令和 8 年 6 月 24 日公表） 3．成長支援・生産性向上 ⑤ 創業政策の抜本的強化 　創業政策を、従来の創業時における支援を通じた創業者数の増加を目指すための政策に留まらず、創業期（創業時～5 年程度を想定）に特有の課題にも対応し、創業の促進に加え、創業後の成長や地域経済・社会における価値の確立を目指す政策として位置づける。 ○第 44 回中小企業政策審議会「中小企業政策の新たな KPI の設定について」（令和8年3月 27 日開催） 《KPI》雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10 万者/年を達成することを目指す ○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号） （創業支援等事業の実施に関する指針） 第百二十六条　経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援等事業により創業を適切に支援し、及び創業に関する普及啓発を積極的に行い、中小企業の活力の再生に資するため、創業支援等事業の実施に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。）を定めるものとする。 ○創業支援等事業の実施に関する指針（平成二十六年総務省、経済産業省告示第一号） 一　目的 　この指針は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第百二十六条第一項の創業支援等事業の実施に関する指針を定めることにより、創業支援等事業の適切な実施を図り、もって地域の資源を活用した創業の促進及び創業に関する普及啓発を通じた創業機運の醸成に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業の発展
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・ 雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10 万者/年を達成することを目指す。 ・ あわせて、創業の「量」の拡大に加え、創業後の事業成長や雇用創出につながる成長性の高い創業を促進することを目指す。 ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。

		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・ 本措置は、創業支援等事業計画による支援を受けた創業者の法人設立時の資金負担を軽減することにより成長意欲の高い創業者による法人形態での創業又は創業後の法人化を促進するもの。 ・ 創業者数 10 万者/年の達成に寄与するのみならず、創業後の事業拡大や雇用創出につながる成長性・継続性の高い創業を促進することで、こうした創業者が地域におけるロールモデルとなり、創業機運の醸成や創業への挑戦を後押しする環境を形成し、次の創業者の創出にも寄与する。
10	有効性等	①	適用数	・実績 令和 2 年度　1,388 件 令和 3 年度　1,958 件 令和 4 年度　2,420 件 令和 5 年度　3,109 件 令和 6 年度　3,350 件 ・将来の推計 令和 7 年度　3,431 件 令和 8 年度　4,128 件
				【算定根拠】 法務省資料　第3表　条項別　租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額 将来の推計：令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度の件数実績の増加率の 3 ヶ年平均から令和 8 年度の件数見込みを算出 （令和 7 年度は直近の月次データ（令和 7 年 4 月～11 月（8 ヶ月）の実績（法務省提供資料））から算出から推計）
		②	適用額	・実績 令和 2 年度　 5,589 百万円 令和 3 年度　 8,655 百万円 令和 4 年度　12,525 百万円 令和 5 年度　11,769 百万円 令和 6 年度　12,777 百万円 ・将来の推計 令和 7 年度　17,833 百万円 令和 8 年度　21,456 百万円
				【算定根拠】 法務省資料　第3表　条項別　租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額 将来の推計：令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度の件数実績の増加率の 3 ヶ年平均から令和 8 年度の件数見込みを算出 （令和 7 年度は直近の月次データ（令和 7 年 4 月～11 月（8 ヶ月）の実績（法務省提供資料））から算出から推計）
		③	減収額	・実績 令和 2 年度　 89.2 百万円 令和 3 年度　127.3 百万円 令和 4 年度　147.3 百万円 令和 5 年度　204.7 百万円

				令和 6 年度　220.0 百万円 ・将来の推計 令和 7 年度　225.3 百万円 令和 8 年度　271.1 百万円
				【算定根拠】 法務省資料　第3表　条項別　租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額 将来の推計：令 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度の件数実績の増加率の 3ヶ年平均から令和 8 年度の件数見込みを算出 （令和 7 年度は直近の月次データ（令和 7 年　4 月～11 月（8ヶ月）の実績（法務省提供資料））から算出から推計）
		④	効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ・創業者数（新規雇用保険関係適用事業所数） 令和 6 年度　89,215 件 令和 5 年度　92,601 件 令和 4 年度　91,397 件 令和 3 年度　101,485 件 令和 2 年度　116,305 件 令和元年度　95,846 件 平成 30 年度　98,508 件 平成 29 年度　121,363 件 平成 28 年度　119,780 件 平成 27 年度　109,202 件 平成 26 年度　101,151 件 （出典：厚生労働省資料　雇用保険事業年報） ※本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。 創業の「量」の拡大に加え、創業後の事業成長や雇用創出につながる成長性・継続性の高い創業を促進することを目指す。このため、創業者の成長力や稼ぐ力の向上に資する法人形態による創業を後押しする。
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 ・ 創業期においては、限られた自己資金の中で設備投資や運転資金の確保に加えて、法人設立に係る各種費用負担が生じる。本措置は、株式会社等設立時に課される登録免許税を軽減することにより、創業期の資金負担を低減し、創業者の手元資金の確保を図るもの。 ・ これにより、創業直後に必要となる運転資金等への充当を可能とし、創業初期の事業活動を円滑化するとともに、成長意欲を有する創業者の法人化を後押しする。これを通じて、創業後の事業継続や

				事業拡大につながる成長性・継続性の高い創業の実現に寄与することで、創業者数 10 万者/年の達成にも貢献する。 ・特定創業支援等事業を利用した者を対象にアンケート調査を実施したところ、法人設立・登記費用を含む創業費用が 100 万円を超える者は 50.6%が、50 万円以上 100 万円未満の者は 55.8%が、50 万円未満の者は 60.6%が、本措置が創業する決断を後押ししたと回答し、本措置の寄与度は創業費用の額が小さい者ほど大きくなっていることから、我が国の産業の競争力強化及び地域経済の活性化に資する措置として妥当である。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 経済産業省中小企業庁経営支援部創業・新事業促進室実施アンケート「特定創業支援等事業を受けた創業者に対する支援施策の効果検証について」より集計
				《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 -
		⑤	税収減を是認する理由等	本措置を通じて創業支援等事業計画による支援を受けた創業者の法人設立時の資金負担を軽減することにより、創業を促進するとともに、成長意欲の高い創業者による法人形態での創業又は創業後の法人化を促進するもの。 これにより、創業者数の増加に寄与するのみならず、創業後の事業拡大や雇用創出につながる成長性・継続性の高い創業の促進することで、こうした創業者が地域におけるロールモデルとなり、創業機運の醸成や創業への挑戦を後押しする環境を形成し、次の創業者の創出にも寄与することが期待される。さらに、雇用の増加に伴う所得税収の増加や、収益を上げる企業の増加に伴う法人税収の増加が図られることから、中長期的には税収基盤の拡大にも寄与することが見込まれる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に位置づけている「特定創業支援等事業」を受けた者を対象として、法人設立時の登録免許税を軽減するものである。 創業支援に関しては、創業意識の醸成から創業準備、資金調達、法人設立、販路開拓・事業拡大まで、創業前から創業後まで段階に応じた支援が必要である中、本措置は法人設立段階での資金負担を軽減させるため措置されている。 予算措置の場合は、予算の上限額も考慮しながら対象者を選定する必要があるところ、税制措置については要件を満たす者に等しく適用するため、特定創業支援等事業にて創業に必要な知識を習得した者に対して、資金負担を公平に軽減することができる。これにより、創業数の増加に直接寄与するのみならず、創業後の事業拡大や雇用創出につながる成長性・継続性の高い創業の促進することで、こうした創業者が地域におけるロールモデルとなり、創業機運の醸成や創業への挑戦を後押しする環境を形成し、次の創業者の創出にも寄与することが期待される。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	創業支援に関しては、創業意識の醸成から創業準備、資金調達、法人設立、販路開拓・事業拡大まで、創業前から創業後まで段階に応じた支援措置を講じている。 まず、アントレプレナーシップ教育・起業家教育事業（予算事業）により、創業意識の醸成を図り、起業家として必要な資質・能力を有する人材を育成し、将来的な創業の裾野拡大を図っている。 特定創業支援等事業（創業塾・セミナー等）は、経営に必要な知識の習得を支援し、創業後の事業継続や成長につながる創業者を育成するものである。 また、創業時の資金調達支援としては、創業関連等保証により信用保証協会の保証を通じた金融機関からの資金の借り入れを支援している。また、日本政策金融公庫の新規開業スタートアップ支援資金等により無担保・無保証人で融資措置が受けられるものである。 さらに、小規模事業者持続化補助金（創業型）により、創業後１年以内の小規模事業者等を対象として販路開拓等を支援している。 これに対して、本措置は法人設立時に必要となる登録免許税を軽減することにより、創業手続きにかかるコストの軽減し、成長意欲を有する創業者の法人形態での創業又は創業後の法人化を後押しするものである。 このように、本措置は創業時の法人設立コストの軽減を担う施策として、他の支援措置と相互に補完しながら創業の促進及び成長性・継続性の高い創業の実現に寄与するものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	ー
12	有識者の見解		ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和５年８月